

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、航空自衛隊第3術科学校組織規則を次のように定める。

昭和34年5月15日

防衛庁長官 伊能 繁次郎

改正	昭和34年12月17日	航空自衛隊訓令第19号	昭和53年2月21日	航空自衛隊訓令第6号
	昭和36年2月20日	防衛庁訓令第7号	昭和53年9月19日	航空自衛隊訓令第25号
	昭和36年7月15日	航空自衛隊訓令第5号	平成2年10月1日	防衛庁訓令第38号
	昭和38年12月5日	航空自衛隊訓令第3号	平成18年12月13日	航空自衛隊訓令第42号
	昭和39年12月1日	航空自衛隊訓令第8号	平成19年1月5日	防衛庁訓令第1号
	昭和42年10月7日	航空自衛隊訓令第6号	平成26年7月31日	防衛省訓令第61号
	昭和45年9月28日	航空自衛隊訓令第5号	令和2年3月25日	防衛省訓令第14号
	昭和48年6月30日	航空自衛隊訓令第28号	令和6年3月19日	防衛省訓令第13号

## 航空自衛隊第3術科学校組織規則

(校長)

第1条 航空自衛隊第3術科学校（以下「学校」という。）の校長は、空将補をもつて充てる。

(副校長)

第2条 学校に、副校長1人を置く。

(内部組織)

第3条 学校に、次の2課、4部及び1隊を置く。

総務課

教務課

第1教育部

第2教育部

整備部

業務部

学生隊

(総務課の事務)

第4条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (3) 文書の審査及び進達に関すること。
- (4) 組織及び定員に関すること。
- (5) 人事に関すること。
- (6) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 記録及び統計に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。

- (8) 地上安全に関すること。
- (9) 秘密保全に関すること。
- (10) 教務課、各部及び学生隊との連絡に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) 損失補償及び損害賠償に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、教務課、各部及び学生隊の所掌に属しない事項に関すること。

(教務課の事務)

第5条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- (2) 学校に入校している隊員（以下「学生」という。）の教育訓練（以下「教育訓練」という。）の計画に関すること。
- (3) 教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (4) 教育訓練に必要な図書その他教材に関すること。
- (5) 教育訓練に関する調査研究に関すること。

(第1教育部)

第6条 第1教育部においては、主として補給、輸送、調達、人事、会計、厚生等に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(第2教育部)

第7条 第2教育部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 主として施設、警備等に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（学生隊の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 車両整備に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（准空尉、空曹及び空士に対するものに限る。）に関すること。

(整備部の分課)

第8条 整備部に、次の2課を置く。

計 画 課  
整 備 課

(計画課の事務)

第9条 計画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 整備及び補給の計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、整備部の所掌事務で整備課の所掌に属しないものに関すること。

(整備課の事務)

第10条 整備課においては、車両、施設器材等の整備に関する事務をつかさどる。

(業務部の分課)

第11条 業務部に、次の8課を置く。

庶 務 課  
補 給 課  
施 設 課  
サイバー運用課  
管 理 課

業 務 課  
会 計 課  
衛 生 課

(庶務課の事務)

第12条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 基地業務の計画及び運用に関すること。
- (2) 郵政に関すること。
- (3) 写真に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(補給課の事務)

第13条 補給課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（糧食及び衛生資材を除く。以下この条において同じ。）の管理に関すること。
- (2) 物品の調達要求及び補給に関すること。
- (3) 物品の保管に関すること（業務部の他の課及び整備部の所掌に属するものを除く。）。

(施設課の事務)

第14条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設の維持及び管理に関すること（サイバー運用課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 消防に関すること。

(サイバー運用課の事務)

第15条 サイバー運用課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 基地通信に関すること。
- (2) サイバー運用に関すること。
- (3) 通信施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 基地用通信器材の保管及び整備に関すること。

(管理課の事務)

第16条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 輸送の計画及び実施に関すること。
- (2) 車両の保管及び運用に関すること。
- (3) 警備に関すること。

(業務課の事務)

第17条 業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給養に関すること。
- (2) 糧食の管理に関すること。
- (3) 糧食の調達要求及び補給に関すること。
- (4) 福利厚生に関すること。
- (5) 共済組合に関すること。
- (6) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

(会計課の事務)

第18条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算、決算及び会計事務に関すること。
- (2) 物品及び役務の調達その他の契約に関すること。
- (3) 給与及び旅費の支給に関すること。

(衛生課の事務)

第19条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理、環境衛生及び防疫に関すること。
- (2) 診療及び救護に関すること。
- (3) 衛生資材の管理に関すること。
- (4) 衛生資材の調達要求及び補給に関すること。
- (5) 医務室の運営に関すること。
- (6) 適性検査（知能、性格等に関するものを除く。）に関すること。

(学生隊の事務)

第20条 学生隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の訓育、体育及び教練に関すること。
- (2) 学生の指導及び規律に関すること。
- (3) 学生の人事に関すること。

(部長、課長及び学生隊長)

第21条 部に部長を、課に課長を、学生隊に学生隊長を置く。

- 2 総務課長、教務課長、部長又は学生隊長は、校長の命を受け、それぞれ課務、部務又は隊務を掌理する。
- 3 部の課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(委任規定)

第22条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定め、航空幕僚長に報告するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和34年6月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊整備学校分校組織規則（昭和33年航空自衛隊訓令第6号）は、廃止する。

附 則（昭和34年12月17日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和35年1月11日から施行する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月15日航空自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和36年7月15日から施行する。

附 則（昭和38年12月5日航空自衛隊訓令第3号）

この訓令は、昭和38年12月16日から施行する。

附 則（昭和39年12月1日航空自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和39年12月1日から施行する。ただし、航空自衛隊第3術科学校に係る改正規定は、昭和40年1月31日から施行する。

附 則（昭和42年10月7日航空自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。

附 則（昭和45年9月28日航空自衛隊訓令第5号）  
この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月30日航空自衛隊訓令第28号）  
この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月21日航空自衛隊訓令第6号）  
この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和53年9月19日航空自衛隊訓令第25号）  
この訓令は、昭和53年10月2日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）  
この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月13日航空自衛隊訓令第42号）  
この訓令は、平成18年12月15日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成26年7月31日防衛省訓令第61号）  
この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日防衛省訓令第14号）  
この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和6年3月19日防衛省訓令第13号）  
この訓令は、令和6年3月21日から施行する。